

# 参考

事務連絡  
令和3年8月2日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更  
及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年7月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年7月30日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、東京都及び沖縄県に、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加した1都1府4県に変更するとともに、東京都及び沖縄県について実施すべき期間を同年8月31日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府について実施すべき期間を同年8月2日から同年8月31日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の1府3県を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県の1道1府3県を新たに追加し、実施すべき期間について同年8月2日から同年8月31日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく申し上げます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく申し上げます。